

発達支援課

「ハートフルプラン」（第1期市川市障害児福祉計画）について

1. 第1期市川市障害児福祉計画について

この計画は、児童福祉法に基づき策定するもので、平成30年度から32年度を計画期間として、障がいのある子が専門的な支援を受ける障害児通所支援などの確保に関する計画です。

2. 障害児福祉計画の方向性について

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

3. 成果目標について

障がい児支援の提供体制を整備します。

- (1) 平成32年度末までに、児童発達支援センターを1か所以上整備
- (2) 平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

＊重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保します。

＊医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成32年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。